

報告事項

萩市地域公共交通会議運賃分科会の設置について

1. 趣旨

令和5年10月1日付けで道路運送法が改正され、運賃の協議については、地域公共交通会議ではなく、新たに設置する運賃分科会（法第9条第4項に定める協議会をいう。）において協議することになりました。

施行後	施行前
①公聴会の開催等により住民等の意見聴取 ※パブリックコメント、アンケート調査、 関係者へのヒアリング等のいずれかを想定 ②運賃分科会で協議 ③運賃の届出	①地域公共交通会議で協議 ②運賃の届出

2. 萩市地域公共交通会議における対応

萩市においては、この度、萩循環まあるバスのルートの変更に伴い、これまで通っていなかったルートにおける運賃を新たに設定するため、運賃分科会にて、協議を行います。

また、ルートについては、引き続き萩市地域公共交通会議で協議を行います。

3. 資料

改正道路運送法の協議運賃にかかる協議のあり方について
 萩市地域公共交通会議設置要綱
 萩市地域公共交通会議運賃分科会設置要綱

改正の趣旨

- 地域公共交通において、地域の関係者の連携・協働の一層の促進や地域に根差した輸送サービスの充実のためには、タクシーの運賃についても、地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする 協議運賃制度を創設（乗合バスについては平成18年度創設済）。
- 一方、運賃の協議にあたっては、独占禁止法に抵触することのないよう、地域公共交通会議（地交法の法定協議会を兼ねる場合も含）に他の運送事業者や各モードの労働組合、バス協会やタクシー協会等の業界団体が含まれる場合には、法定のメンバーによる別途の協議会をもって協議する必要があることから協議における法定のメンバーを法に明記。

運賃協議のあり方について

地域公共交通会議の「運賃WG」として設置することも可。

協議結果の共有。



地域公共交通会議
(地交法の法定協を兼ねる場合含)

【地域公共交通会議と協議運賃の協議会開催のタイミング例】

- ◆ 地域公共交通会議終了後、法定のメンバーのみを残して運賃を協議
- ◆ 地域公共交通会議開始前、法定のメンバーが先に集まり運賃を協議
- ◆ 地域公共交通会議と別日に協議

○バス・タクシーの運賃を協議するための協議会
(道路運送法第9条第4項、第9条の3第3項)



【法定のメンバー】

- 市町村又は都道府県
- 当該運賃等を定めようとする、旅客自動車運送事業者
- 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

【協議にあたって留意点等】

- 運賃を設定しようとする事業者が複数ある場合、1事業者毎に協議が必要（例：区域運行のエリアを複数の事業者で担う場合）
- 協議会の名称は運賃WG、運賃協議会など自由に設定可能
- タクシーの特定地域、準特定地域での協議運賃設定は不可
- 協議が調った場合、協議が調ったことを証する書面が必要（自治体が作成することを想定）

意見を反映

※正当な理由があれば必ずしも反映させる必要はない

○住民、利用者、その他利害関係者の意見を反映させる措置が必要

(道路運送法第9条第5項、第9条の3第4項)

【意見反映の方法(例)】

- ◆ 公聴会
- ◆ パブリックコメント
- ◆ アンケート調査
- ◆ 住民説明会
- ◆ 関係者へのヒアリング



※地域公共交通会議に住民代表が参加している場合であっても、意見反映措置は必要
※関係者ヒアリングによる場合は住民説明会とのセット

萩市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 市は、次に掲げる事項を協議するために萩市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「計画」という。）に関すること。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となること。
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、住民の福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、福祉又は交通空白地有償運送の必要性、その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となること。

(協議事項)

第2条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 道路運送法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録等を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

(委員)

第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる者とする。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、協議事項に応じて会長が招集するものとする。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長を置き、萩市長又はその指名する者をもって充てる。

- 2 交通会議に副会長1名及び監事2名を置き、委員の内から会長が指名する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 交通会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の

決するところによる。

- 7 交通会議は、原則として公開とする。
- 8 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は交通会議への出席を依頼し、意見・助言等を求めることができる。
- 9 交通会議の庶務は、萩市商工観光部商工振興課において処理する。
- 10 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

萩市 商工観光部 商工振興課

連絡先：TEL 0838-25-3583

FAX 0838-25-3420

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第6条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、委員その他交通会議が必要と認めた者を幹事会の委員とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 第2条第1号から第8号に掲げる事項について、専門的な調査・検討を行うため、必要に応じ、協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織・運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、市負担金及び国庫補助金等をもって充てる。

(報償及び費用弁償)

第9条 委員が交通会議に出席したときは、報償及び費用の弁償を受けることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

別表（第3条関係）

第2条第1号、第2号、第3号に関すること

萩市長又はその指名する者
中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者
一般乗用旅客自動車運送事業者
社団法人山口県バス協会
住民又は利用者の代表
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
道路管理者、港湾管理者、山口県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者
鉄道事業者代表又はその指名する者
一般旅客定期航路事業者代表又はその指名する者

第2条第4号、第5号、第6号に関すること

萩市長又はその指名する者
中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者
一般乗用旅客自動車運送事業者
社団法人山口県バス協会
住民又は利用者の代表
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
関係特定非営利活動法人等の団体の代表又は組織する団体の代表
道路管理者、山口県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

萩市地域公共交通会議運賃分科会設置要綱

（目的）

第1条 道路運送法（昭和26年法律183号）第9条第4項に規定に基づき、路線等に係る運賃等について、協議するため、萩市地域公共交通会議設置要綱第7条の規定に基づき、萩市地域公共交通会議運賃分科会（以下「分科会」）を設置する。

（協議事項）

第2条 分科会は、次の事項を協議する。

- （1） 協議運賃に関すること。
- （2） その他目的を達成するために必要な事項

（委員）

第3条 分科会は次の各号に掲げる団体等に所属する者により構成する。

- （1） 萩市
 - （2） 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - （3） 中国運輸局山口運輸支局
 - （4） 関係住民の意見を代表する者
- 2 委員は、やむを得ない理由により分科会に出席できないときは、あらかじめ代理出席届（第1号様式）を提出し、委員長の承認を得て代理人を出席させることができる。ただし、代理人は当該団体の構成員に限る。

（会長）

第4条 会長は、前条第1項第1号に規定する者が務める。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、第3条第2号に掲げる者にあつては当該協議運賃に係る協議が終了するまでとし、その他の者にあつては、萩市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の委員の任期と同様とする。

（会議）

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見・助言等を求めることができる。
- 5 協議事項の内容により、会議の開催に代え文書による協議を行うことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 分科会において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、萩市商工振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。